

🌸 ひとり親家庭の支援制度

児童扶養手当

支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者）を養育する母、又は養育し、かつ、児童と生計を同じくする父もしくはその父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- 支給対象者 次の状態のある児童を養育する者
- ①父母が婚姻を解消（離婚）した児童
 - ②父または母が死亡した児童
 - ③父または母が政令で定める程度の障害を有する児童
 - ④父または母が生死不明である児童
 - ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - ⑧母が婚姻によらないで出産した児童

- 手 当 額 手当額（参考 令和5年度分）

| | 全部支給 | 一部支給 |
|---------|------------------------|-------------------------------|
| 児童1人の場合 | 44,140円 | 44,130円から10,410円まで きめ細かく設定 |
| 児童2人の場合 | 10,420円加算 | 10,410円から5,210円加算 |
| 3人以上の場合 | 第3子以降1人につき 6,250円加算 | 6,240円から3,130円 加算 |

※手当を請求する方および手当を請求する方と生計を同じくする扶養義務者の方に所得制限があります。

※公的年金等を受け取ることができるときは、手当の全部または一部が支給停止となります。

- 手当の支給 奇数月（1・3・5・7・9・11月）の年6回、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。
- 申請手続き 認定請求書、戸籍謄本、マイナンバーが確認できるもののほか、申請者の状況により必要書類が異なりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

● 問い合わせ窓口 ● 子ども安心課 ☎ 247-1344（直通）

